

## 会社分割

### 1 意義

#### (1) 意義

会社分割とは、一般的には1つの会社を2つ以上の会社に分けることをいうが、これには、吸収分割と新設分割がある。

吸収分割とは、株式会社または合同会社<sup>1</sup>がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を分割後他の会社に承継させることをいう（2②9）。新設分割とは、1または2以上の株式会社または合同会社<sup>2</sup>がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を分割により新たに設立する会社に承継させることをいう（2③0）。

イメージ的には会社分割というと新設分割的なものをイメージしやすい。これに対し吸収分割は、どちらかというとな吸収合併に似ており、吸収合併が、一当事会社が丸ごと他の当事会社に吸収されて吸収会社の法人格は消滅するものであるのに対し、吸収分割は一当事会社の権利義務の全部または一部を他の当事会社に承継させるものであり、分割会社の法人格は依然として残る点に違いがある。

新設分割についても、1つの会社を2つ以上に分けるだけでなく、2以上の会社が共同して分割する共同新設分割がある（762Ⅱ）。この共同新設分割は、どちらかというとな新設合併に似ており、新設合併が、全当事会社が丸ごと新設会社に吸収されて全当事会社の法人格は消滅するものであるのに対し、共同新設分割は全当事会社の権利義務の全部または一部を新設会社に承継させるものであり、当事会社である分割会社の法人格は依然として残る点に違いがある。

また、吸収分割は、機能的には事業譲渡とよく似ている。ただし、事業譲渡は債務の承継等に関し債権者の個別の同意が必要となってくるのに対し、吸収分割だと債権者の保護は債権者異議手続で行う等、手続的な違いがある。これに対し、新設分割は、機能的には事業の現物出資により新会社を設立する方法とよく似ているといえる。ただし、事業の現物出資による会社設立だと、現物出資規制が生じ、場合によっては事業譲渡規制も生じるという二重の規制が生じる可能性があるのに対し、新設分割だと一つの手続で行うという、手続的な違いがある。共同新設分割は、2以上の当事会社で既存設備を利用した合弁企業を立ち上げるような場合に便利である。

会社分割には、物的分割と人的分割という概念がある。一会社による新設分割でいうと、新設会社が発行する株式をその持株比率に応じて分割会社の株主が取得するのが人的分割<sup>3</sup>

---

<sup>1</sup> ただし、上場会社法制を前提とする限り合同会社の分割は考慮する必要はないので、個々では合同会社については言及しない。

<sup>2</sup> 上記注1参照。

<sup>3</sup> これは結局、分割会社の株主が有する株式も新設分割の株式に分割することを意味することになり、結果的に新設会社も分割会社の株主が直接支配する構造になる。

で、新設会社が発行する株式を分割会社が取得するのが物的分割<sup>4</sup>である。ただし、現在の会社法は、物的分割を原則としており、人的分割を実現しようと思えば、分割会社に交付された新設会社の株式を、現物配当で株主に配当すること等によって実現することになる。

## (2) 制限

吸収分割と共同新設分割の場合、会社分割によって一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合、及び会社分割が不公正な取引方法によるものである場合は、会社分割ができない（独占禁止法 15 の 2 I）。

## 2 吸収分割契約、新設分割計画

### (1) 基本

吸収分割を行うには、当事会社で吸収分割契約を締結し（757）、新設分割を行うには、当事会社によって新設分割計画を作成しなければならない（762 I）。2 当事会社以上で新設分割を行う場合は、全当事会社が共同で新設分割計画を作成する（762 II）。

### (2) 吸収分割契約

吸収分割契約書の記載事項は、次のような事項となる（758）。

- i 分割会社、承継会社の商号、住所
- ii 分割会社から承継会社に承継される資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項
- iii 吸収分割により分割会社または承継会社の株式を承継会社に承継させるときは、当該株式に関する事項
- iv 承継会社から分割会社に交付する対価の内容。具体的には次のとおりである。
  - イ 対価が承継会社の株式の場合は、当該株式の種類、種類ごとの数またはその数の算定方法、存続会社の資本金、準備金に関する事項
  - ロ 対価が承継会社の社債の場合は、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
  - ハ 対価が承継会社の新株予約権の場合は、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法
  - ニ 対価が承継会社の新株予約権付社債の場合は、当該新株予約権付社債についての上記ロに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についての上記ハに規定する事項
  - ホ 対価が上記イないしニ以外の財産の場合は、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法
- v 承継会社が吸収分割に際して分割会社の新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる承継会社の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権につ

---

<sup>4</sup> したがって、物的分割の場合は、新設会社は分割会社の完全子会社としてスタートすることになる。

いての次に掲げる事項<sup>5</sup>

- イ 承継会社の新株予約権の交付を受ける分割会社の新株予約権の新株予約権者の有する新株予約権の内容
- ロ 分割会社の新株予約権者に対して交付する承継会社の新株予約権の内容及び数またはその算定方法
- ハ 分割会社の新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは、承継会社が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額またはその算定方法
- vi 上記vの定めをする場合は、分割会社の新株予約権者に対する承継会社の新株予約権の割当てに関する事項
- vii 効力発生日
- viii 効力発生後に、対価を承継会社の株式とする全部取得条項付種類株式の取得または承継会社株式の現物配当を行う場合はその旨
- IX 分割会社に対価として交付される振替株式を記録する口座（社債株式振替 160V）

### （3）新設分割計画

新設分割計画書の記載事項は次のとおりである（763）

- i 新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他定款記載事項
- ii 新設会社の設立時取締役その他の設立時役員等の氏名、名称
- iii 新設会社が分割会社から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項
- iv 分割会社に対して対価として交付する新設会社株式の種類、種類ごとの数またはその算定方法、新設会社の資本金、準備金に関する事項
- v 共同新設分割の場合は上記ivの株式の割当てに関する事項
- vi 対価として株式以外のものを交付する場合は、次に記載する事項
  - イ 新設会社の社債を交付するときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
  - ロ 新設会社の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法
  - ハ 新設会社の新株予約権付社債を交付するときは、当該新株予約権付社債についての上記イに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についての上記ロに規定する事項
- vii 共同新設分割の場合は、上記viの割当てに関する事項
- viii 新設会社が新設分割に際して分割会社の新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる新設会社の新株予約権を交付するときは、吸収分割契約におけ

---

<sup>5</sup> この事項は、最終的に人的分割を行うことを目的としている場合に意味がある。

る上記vと同一の事項及びその割当てに関する事項<sup>6</sup>

ix 効力発生後に、対価を承継会社の株式とする全部取得条項付種類株式の取得または承継会社株式の現物配当を行う場合はその旨

x 分割会社に対価として交付される振替株式を記録する口座（社債株式振替 160V）

#### （4）注意点

吸収分割契約におけるviii及び新設分割計画におけるixは、人的分割を行うことを目的とする場合に必要となる。また、この場合、比例的割当てについて微調整を行う必要性が生じる場合があるので、その場合範囲で分割交付金を定めることもでき（規則 178①、同 179①）、また、全部取得条項付種類株式を取得する場合は、別途、分割会社の別種類の株式を割り当てる必要がある場合もあるので、その定めをすることもできる（規則 178②、同 179②）。

分割対価は、必ずしも承継会社あるいは新設会社の株式である必要はない。それが、上記吸収分割契約の上記ivのロないしホの事項及び上記新設分割計画の上記viの事項である。いわゆる、対価の柔軟化であり、趣旨は合併と同様である。そのため、吸収分割においては承継会社において全く株式を交付しない分割もあり得ることになる。新設分割においては、新設会社が全く株式を交付しないという事態はあり得ないので、共同新設分割の一時会社に対して新設会社の株式を交付しないという方法が採られることになる。そして、吸収分割において承継会社の親会社の株式を交付するのが、いわゆる三角分割となる。

また、共同新設分割に関しては、その比率（いわゆる分割比率）が株主にとっての重大な関心事になると考えられることは、合併の場合と同様である。

### 3 事前開示

吸収分割契約を締結し、または新設分割計画を作成すると、各当事会社は、これら書類その他会社法施行規則<sup>7</sup>で定める事項を記載した書面・電磁的記録を、備置開始日<sup>8</sup>から分割の効力発生後6か月経過するまで本店に備え置かなければならない（分割会社につき、782 I、II、承継会社につき794 I、II、新設分割の場合につき803 I、II）。

これら事前開示書類については、株主及び債権者は当事会社の定める費用を支払うことにより閲覧・謄抄本の交付の請求をすることができる（782 III、794 III、803 III）。

### 4 株主総会特別決議

---

<sup>6</sup> 前記注5参照。

<sup>7</sup> 吸収分割会社の事前開示書類は会社法施行規則183条に、承継会社の事前開示書類は同192条に、新設分割の場合は205条に、それぞれ詳細に規定されているが、内容はほぼ共通しており、重要なのは、分割対価の相当性に関する事項、全部取得条項付種類株式の取得決議・剰余金配当決議がなされている場合はその内容、分割会社の新株予約権者に承継会社・新設会社の新株予約権を割り当てる場合はその相当性に関する事項、相手方当事会社の計算書類に関する事項、分割の効力発生後の承継会社・新設会社の債務の履行の見込みに関する事項、などである。

<sup>8</sup> 分割承認の株主総会の日から2週間前、株主や新株予約権者の買取請求に関する通知に変わる公告をする日、債権者異議手続のための公告・催告の日であるが（782 II ①乃至④、794 II ①及び③、803 II ①乃至④）、前記のいずれにも該当しない場合は吸収分割契約締結・新設分割計画作成の日から2週間を経過した日である（782 II ⑤、803 II ⑤）。

## (1) 原則

会社分割は、その効力発生の前日までに、株主総会特別決議でその承認を得なければならない(783 I、795 I、804 I、309 II ⑫)<sup>9</sup>。

吸収分割において、承継会社に差損<sup>10</sup>が生じる場合、承継会社における株主総会で、取締役はその旨を説明しなければならない(795 II ①、②)<sup>11</sup>。また、承継される資産に承継会社の自己株式が含まれている場合は、その株式に関する事項も説明しなければならない(795 III)。

## (2) 簡易分割

会社分割においても、株主総会特別決議を必要としない簡易分割がある。合併の場合は、事柄の性質上消滅会社の方には簡易合併ということはあるが、会社分割の場合、分割会社が分割して承継会社や新設会社に承継する財産の規模が小さい場合は、分割会社にも簡易分割という概念があり得る。そこで、分割会社の場合と承継会社の場合とで分けて考える必要がある。

### (ア) 分割会社の場合

吸収分割や新設分割における分割会社において、承継会社や新設会社に承継される資産の簿価の合計額が、分割会社の総資産<sup>12</sup>の額の5分の1を超えない場合は、株主総会特別決議を必要としない(784 III、805)。分割会社にとって規模が小さく、株主に対する影響も小さいと考えられるからである。

### (イ) 承継会社の場合

吸収分割の承継会社においては、その対価が承継会社の純資産額<sup>13</sup>の5分の1を超えない場合は、承継会社において株主総会決議は必要がない(796 III 本文)。趣旨は簡易合併の場合と同じである。ただし、差損が生じる場合は影響が小さいとは言えないので、原則に戻って株主総会特別決議が必要となる(796 III 但書)。

また、反対株主の買取請求に係る会社の公告(797 III、IV、社債株式振替 161 I)の日から2週間以内に簡易分割に反対の通知をした議決権ある株主の株式数が、特別決議を行う際の株主総会の定足数の3分の1を超える場合<sup>14</sup>は、やはり株主総会特別決議が必要となる(796 IV、規則 197 ①乃至③)<sup>15</sup>。

---

<sup>9</sup> 合併の場合と同様、対価として譲渡制限株式を交付する場合の決議要件も問題となるが、ここでは触れない。

<sup>10</sup> 承継財産が債務超過の場合と、分割対価が承継財産の純資産額を超える場合である。詳しい計算は、施行規則 195 条で定めており、内容はだいたい合併の場合と同様である。

<sup>11</sup> 条文上、この説明義務は吸収分割の承継会社においてのみ問題とされている。

<sup>12</sup> 総資産の計算方法は規則 187 条、同 207 条で規定されているが、基本的には、資産基準ではなく負債・純資産を基準に計算される。

<sup>13</sup> 純資産額の計算方法は施行規則 196 条で定めている。

<sup>14</sup> この反対株式の数は正確には規則 197 で定めてあるが、要は定足数ぎりぎりの出席数だった場合には特別決議を阻止できるだけの数であることを意味する。また、これより少ない数を定款で定めてもよい(規則 197 ④)が、上場会社では想定されないであろう。

<sup>15</sup> なお、この規定は承継会社の簡易分割にのみ適用があり、分割会社にはこの種の規定は存在しない。後述するとおり、そもそも分割会社において簡易分割を行う場合は、反対株主の株式買取請求権はないので(785 I ②、806 I ②)、この規定の適用の前提が欠けるのである。

### (3) 略式分割

吸収分割の当事会社において、一当事会社が他の当事会社の総議決権の10分の9以上の株式を有している特別支配会社<sup>16</sup>（468 I 参照）がある場合、被支配会社において株主総会特別決議を必要としない（784 I、796 I）。略式合併と同趣旨である。

ただし、当事会社の株主は、次の場合であって株主に不利益が生じる恐れがある場合は略式分割差止請求権を有する（784 II、796 II）。この趣旨も略式合併差止請求権と同様である。

- i 吸収分割が法令または定款に違反する場合
- ii 分割対価が当事会社の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当な場合

略式分割差止請求権の行使は、任意行うことも可能ではあるが、実効性がなければ仮処分等により行うことになる。略式分割が差し止められた場合は、別途株主総会特別決議により吸収分割を継続することもできないと解すべきことも、略式合併と同様であろう。

## 5 債権者異議手続

### (1) 意義

会社分割においても、債権者異議手続が必要である。

ただし、注意が必要なのは、吸収分割における承継会社では全債権者との関係で債権者異議手続を進める必要があるが（799 I ②参照）、分割会社においては必ずしも常に全債権者との関係で債権者異議手続を取るわけではない。

分割会社の場合、異議を述べることができる債権者は、原則として会社分割の効力発生後に分割会社に対して債務の履行<sup>17</sup>を請求できなくなる債権者のみである（789 I ②、810 I ②）。これは、分割会社にも分割対価が交付されるため、トータルで分割会社の資産価値に変動はないと法が見なしている趣旨である<sup>18</sup>。したがって、債権者異議手続は異議を述べることのできない債権者との関係を意識する必要がないのである。ただし、吸収分割契約・新設分割計画において、会社分割後に分割会社で承継会社・新設会社の株式を対価とする全部取得条項付種類株式の取得や承継会社・新設会社の株式を現物配当する定めをした場合は、分割会社から株主に対して資産流出があり得るため、分割会社の全債権者が異議を述べることができる（789 I ②第二括弧書、810 I ②第二括弧書）。

### (2) 手続

債権者異議手続の内容は、合併の場合とほぼ同じなので、そちらの解説を参照されたい。

ただし、合併の場合と違うのは、分割会社が知れたる債権者に対して行う各別の催告は、異議を述べるることができる債権者に対してのみ行えばよい（789 II 括弧書、810 II 括弧書）。また、分割会社に対する不法行為債権者に対しては、官報及び公告による各別の催告を省

<sup>16</sup> 完全子会社、完全子法人が有する株式を含めて計算して10分の9以上であればよい（規則136）。

<sup>17</sup> 連帯保証債務としての履行ができる場合も含まれる（789 I ②第一括弧書、810 I ②第二括弧書）。

<sup>18</sup> 別な言い方をすると、事業譲渡の場合に債務が譲渡会社に承継されない債権者との関係で何らの手続も行わないこととの整合性を取っているとも言える。

略することができない（789Ⅲ括弧書、810Ⅲ括弧書）。

### （3）効果

分割会社における債権者異議手続において、各別の催告を怠ると、一定の効果が生じるが、後述する。

## 6 労働者保護手続

分割会社で雇用される労働者は、会社分割により承継会社あるいは新設会社に労働契約が承継されるのか、あるいは分割会社に残るのか、非常に重大な影響がある。そこで、分割会社の労働者保護のために、債権者異議手続とは別の、独自の異議手続をもうけている。

### （1）協議

分割会社は、当該分割に当たり、厚生労働大臣の定めるところにより、その雇用する労働者の理解と協力を得るよう努めなければならない（分割労働承継 7）<sup>19</sup>、分割会社は、次に記載する労働者への通知をするまでに、労働契約の承継に関し、労働者と協議をしなければならない（平成 12 年改正商法附則 5）。この理解と協力及び協議によって会社分割における労働契約の承継に関し、労使間で合意ができるのが望ましいことはまちがいない。しかし、必ずしも労使間協定のような合意まで行うことを求めたものではない<sup>20</sup>。

### （2）労働者への事前通知

分割会社は、株主総会の日から 2 週間前（株主総会を開催しない場合は吸収分割契約締結または新設分割計画作成の日から 2 週間経過時）までに、承継事業主要従事労働者<sup>21</sup>及び指定承継労働者<sup>22</sup>に対し、吸収分割契約・新設分割計画に同人の労働契約が承継会社・新設会社に承継される旨の定めがあるか否か、異議申出期限日その他厚生労働省令<sup>23</sup>で定める事項を通知しなければならない（分割労働承継 2 I）、労働組合との間で労働協約を締結している場合は、労働組合にも上記通知期限日までに所定事項<sup>24</sup>を通知しなければならない（分割労働承継 2 II）。

これは、労働者側から次に述べる労働者の異議を申し出る機会を与え、あるいは承継されるべき労働協約の内容等について労働組合が協議する機会を与える趣旨である。

### （3）労働契約の承継と異議

承継事業主要従事労働者であって、吸収分割契約・新設分割計画に承継会社・新設会社に承継される旨の定めがある労働契約は、会社分割の効力発生日に当然に承継会社・新設

---

<sup>19</sup> 正式な法律の名称は、「会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律」である。

<sup>20</sup> 労働契約の承継に関する協議が全く行われなかった場合、又は、協議が行われたものの、その際の当該会社からの説明や協議の内容が著しく不十分であるため法が協議を求めた趣旨に反することが明らかな場合には、当該労働者は当該承継の効力を争うことができるというのが判例である（最判平成 22・7・12 民集 64-5-1333）。ただし、当該判例の結論は、事案との関係で承継の効力を否定しなかった。

<sup>21</sup> 承継会社・新設会社に承継される事業に主として従事する労働者（分割労働承継 2 I ①）。

<sup>22</sup> 承継事業主要従事労働者以外の者で、労働契約を承継会社・新設会社に承継する旨の定めがある労働者（分割労働承継 2 I ②）。

<sup>23</sup> 分割労働承継規則 1 参照。

<sup>24</sup> 分割労働承継規則 3 参照。

会社に承継される（分割労働承継 3）。これに対し、承継事業主要従事労働者で承継される旨の定めがない場合は、当該労働者は書面で異議の申し出をすることができる（分割労働承継 4 I）。分割会社が異議申出の期間を定める場合は、労働者への通知から 13 日間以上なければならない（分割労働承継 4 II）。異議申出があれば、吸収分割契約・新設分割計画の定めにかかわらず、当該労働者の労働契約は承継会社・新設会社に承継される（分割労働承継 4IV）。異議申出がなければ、吸収分割契約・新設分割計画通りに労働契約は承継されない。

指定承継労働者の場合も、異議申出期間内に書面で異議を述べることができ（分割労働承継 5 I）、異議を述べると、吸収分割契約・新設分割計画の定めにかかわらず、当該労働者の労働契約は承継されない（分割労働承継 5 III）。異議申出がなければ、吸収分割契約・新設分割計画通りに労働契約は承継される。

#### （4）労働協約の承継

分割会社は、吸収分割契約・新設分割計画に、当該分割会社と労働組合との間で締結されている労働協約のうち承継会社等が承継する部分を定めることができる（分割労働承継 6 I）。この場合、原則的には承継会社・新設会社と労働組合の間で当該労働協約と同一の労働協約を締結したものと見なされる（分割労働承継 6 III）。労働協約のうち、労働条件その他の労働者の待遇に関する基準以外の部分については、分割会社と労働組合との間で承継することの合意ができた事項に限り、承継会社・新設会社にその内容が承継される（分割労働承継 6 II）。

#### （5）指針

厚生労働省は、分割労働承継法に定めるもののほか、分割会社・承継会社等が講ずべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができ（分割労働承継 8）、現在、分割会社及び承継会社等が講ずべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置の適切な実施を図るための指針（平成 12 年労働省告示第 127 号）が定められている<sup>25</sup>。

### 7 公正取引委員会への届出

一定規模以上の会社どおしが吸収分割あるいは共同新設分割をする場合、分割の効力発生より 30 日以上前までに公正取引委員会に届け出る必要がある。その概略は既に述べたが、繰り返すと次のとおりである。ただし、いずれの場合も同一企業集団内の会社分割には適用されない（独占禁止法 15 の 2 II 但書、III 但書）。

#### （1）共同新設分割の場合

届出義務が生じるのは、次のとおりである。

---

<sup>25</sup> その内容は、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/toukatsu/roushi/01c.html>) 参照。

全部承継会社<sup>26</sup>が2当事会社以上ある場合は、1全部承継会社の国内売上高合計額が200億円以上、かつ、他の全部承継会社の国内売上高合計額が50億円以上の場合（独占禁止法15の2Ⅱ①）。

全部承継会社が1当事会社だけである場合は、全部承継会社の国内売上高合計額が200億円以上、かつ、重要部分承継会社<sup>27</sup>の国内売上高合計額が30億円以上の場合（独占禁止法15の2Ⅱ②）、または、全部承継会社の国内売上高合計額が50億円以上、かつ、重要部分承継会社の国内売上高合計額が100億円以上の場合（独占記私法15の2Ⅱ③）。

重要部分承継会社だけの場合は、一当事会社の国内売上高合計額が100億円以上、かつ、他の当事会社の国内売上高合計額が30億円以上の場合。

## （2）吸収分割の場合

届出義務が生じるのは次の場合である。

分割会社が全部承継会社である場合、当該分割会社と承継会社のいずれかが国内売上高合計額が200億円以上、かつ、他方当事会社の国内売上高合計額が50億円以上の場合（独占禁止法15の2Ⅲ①、②）。

分割会社が重要部分承継会社である場合、当該分割会社の分割対象事業の国内売上高合計額が100億円、かつ、承継会社の国内売上高合計額が50億円以上の場合（独占禁止法15の2Ⅲ③）、または、分割会社の分割対象事業の国内売上高合計額が30億円以上、かつ、承継会社の国内売上高合計額が200億円以上の場合（独占禁止法15の2Ⅲ④）。

そして、この届出受理の日から30日間は、会社分割ができない（独占禁止法15の2Ⅳ、10Ⅷ本文）。そのため、遡って、合併の効力発生日より30日以上前にはこの届出が必要となる。ただし、公正取引委員会がその必要があると判断した場合は、これを短縮できる（独占禁止法15の2Ⅳ、10Ⅷ但書）。

## 8 効力の発生

### （1）吸収分割

吸収分割の場合、吸収分割契約で定めた効力発生日に吸収分割の効力が生じ、吸収分割契約の定めに従って分割会社から承継会社に権利義務が承継される（759Ⅰ）。吸収分割の場合の効力発生日は、分割の登記の日ではない。したがって、効力発生日に権利義務の承継が生じることになる。この承継も合併と同様の一般承継である。そして、分割会社は吸収分割契約書の定めに従って承継会社の株式等を取得し（759Ⅳ）。また、分割会社の新株予約権者に対する割当てが行われる場合は、吸収分割契約書の定めに従って承継会社の新株予約権者となる（759Ⅴ）。

分割会社に対する債権者も、吸収分割契約の定めに従う。したがって、債務が承継会社に承継される債権者は、承継会社だけが債務者となる。しかし、承継される債権者につき、

<sup>26</sup> 共同新設分割で設立する会社にその事業の全部を承継させようとするものである。

<sup>27</sup> 共同新設分割で設立する会社にその事業の重要部分を承継させようとするものである。

債権者異議手続で各別の催告を受けなかった債権者は、吸収分割の効力発生日時点の財産を限度として、分割会社に対しても債務の履行を請求できる（759Ⅱ）。また、株式の現物配当等を行う定めがある場合は分割会社に対する債権者は全て異議を述べることができ、承継会社に承継されないとされた債権者であっても債権者異議手続で各別の催告が必要となるが、このような債権者が各別の催告を受けなかった場合は、承継された財産の価格を限度として、承継会社に対しても債務の履行を請求できる（759Ⅲ）<sup>28</sup>。

債権者異議手続が終了していないと、たとえ効力発生日を経過しても吸収分割の効力は生じない（759Ⅵ）。そこで、効力発生日は、当事会社の合意により変更することができる（790Ⅰ）。変更した場合、変更前の効力発生日の前日までに変更後の効力発生日を公告しなければならない（790Ⅱ）<sup>29</sup>。

## （2）新設分割

新設分割の場合、新設会社の成立の日はその効力が生じ、分割会社の権利義務を承継する（764Ⅰ）。新設会社の成立の日是新設会社の設立の登記の日である。その他、分割会社が新設分割計画の定めに従って新設会社の株式を取得すること、分割会社の新株予約権者に対する割当てがなされる場合があること、新設会社に承継される分割会社の債権者が分割会社に対しても債務の履行を請求できる場合、承継されない債権者が新設会社に対しても債務の履行を請求できる場合については、吸収分割の場合と同様である（764Ⅱ乃至Ⅴ）。

## （3）振替株式の振替

分割会社に承継会社・新設会社の振替株式が交付される場合、吸収分割契約・新設分割計画に定めた口座に振替を行う。

## （4）配当、全部取得条項付種類株式の取得

いわゆる人的分割を行う場合、吸収分割契約・新設分割計画において、分割会社が承継会社または新設会社の株式を対価とする全部取得条項付種類株式の取得または同株式の現物の配当を行う定めをすることになる（758⑧、763⑫）。この定めがあると、会社分割の効力発生日に全部取得条項付種類株式の全部取得あるいは剰余金配当の効力が生じることになるが、この場合、剰余金配当や自己株式取得の際に問題となる分配可能額規制は及ばず、配当等の業務執行者の責任も問題とならない（792、812）。ただし、その代わりに分割会社の全債権者との関係で債権者異議手続を行うことになる（789Ⅰ②第二括弧書、810Ⅰ②第二括弧書）。

ただし、この場合に全部取得条項付種類株式の取得の対価となり、あるいは配当財産となる株式が振替株式であることを想定すると、会社分割の効力発生日を基準日に設定して行う必要があるのではないと思われる。

---

<sup>28</sup> なお、承継債務の分割会社の責任、非承継債務の承継会社の責任は、官報公告及び日刊新聞または電子公告を行って各別の催告を省略した場合は、各別催告をしたものと見なしてよいと解釈されているようであるが、不法行為債権者に対しては各別の催告を省略できないので、公告をもって代えたとしても、不法行為債権者の場合はやはり各別の催告がないと、この責任が発生すると解釈されているようである。

<sup>29</sup> 例外的に効力発生日を前倒しする変更をする場合は、変更後の効力発生日の前日までに公告をする（790Ⅱ括弧書）。

## 9 根抵当権の処理

### (1) 根抵当権者の会社分割

元本確定前に根抵当権者が分割会社となる会社分割がなされると、会社分割の時に存する債権のほか、分割会社及び承継会社・新設会社が分割後に取得する債権も担保することになる（民法 398 の 10 I）。しかし、そうすると根抵当権設定者が当初想定していた債権よりも多くの被担保債権を担保することになってしまう恐れがある。そこで、合併の場合と同様の要件で根抵当権設定者には元本確定請求権がある（民法 398 の 10 III、398 の 9 III 乃至 V）。

### (2) 債務者の会社分割

元本確定前に債務者が分割会社となる会社分割がなされると、会社分割の時に存する債権のほか、分割会社及び承継会社・新設会社が分割後に負担する債務も担保することになる（民法 398 の 10 II）。この場合、合併の場合と同様の要件で根抵当権設定者には元本確定請求権がある（民法 398 の 10 III、398 の 9 III 乃至 V）。

## 10 登記

会社分割をした場合、分割の登記をする。

### (1) 吸収分割の登記

吸収分割をしたときは、その効力発生日から 2 週間以内に、その本店の所在地において、各当事会社の変更の登記をする（923）。ただし、吸収合併の場合と異なり、吸収分割の登記は吸収分割の対抗要件とはされない。これは、そもそも合併と異なり分割会社の法人格が消滅しないから、仮に効力発後に承継財産が分割会社から第三者に譲渡されてしまったとしても、通常の民法の対抗要件で処理されるからである。

### (2) 新設分割の登記

新設分割をしたときは、その手続が全て終了した日<sup>30</sup>から 2 週間以内に、その本店の所在地において、分割会社については変更の登記をし、新設会社については設立の登記をしなければならない（924 I ①）。

## 11 事後開示

会社分割手続が終了した後は、分割会社は事後開示書類を作成または記録し（791 I ①、811 I ①）<sup>31</sup>、効力発生日から 6 ヶ月間、分割会社の本店に備え置かなければならない（791

<sup>30</sup> 正確には、①株主総会特別決議の日、②種類株主総会決議がなされた場合はその日、③反対株主買取請求のための公告をした日、④新株予約権買取請求のための公告をした日、⑤債権者異議手続が終了した日、⑥当事会社が合意により定めた日、のいずれか遅い日である（924 I ①イ乃至へ）。

<sup>31</sup> ただし、条文上は合同会社が分割して株式会社に承継または株式会社を新設する場合についてのみ事後開示書類作成義務を認め、株式会社どおしの会社分割の場合、承継会社及び新設会社には事後開示書類作成義務はないかのように読める（801 II 括弧書、815 II 括弧書参照）。規則にも合同会社が分割する場合の規定しかない。しかし、そうだとした場合の承継会社・新設会社の事後開示義務がない理由は不明である。

II、811II)。

事後開示書類には、次の事項を記載する（規則189、）。

- i 会社分割が効力を生じた日
- ii 分割会社、承継会社の手続の経過
- iii 会社分割により分割会社から承継会社、新設会社が承継した重要な権利義務に関する事項
- iv 吸収分割においては、消滅会社における事前開示事項及び存続会社の変更登記の日
- v その他重要事項

分割会社の株主や債権者は、上記事後開示書類の閲覧、謄抄本の交付の請求ができる（791III本文、811III本文）。ただし、謄抄本の交付請求は会社の定める費用を支払う必要がある（791IV但書、811IV但書）。

事後開示の趣旨も、事前開示と同様に、株主や債権者による合併の有効性の判断に資するために存在する。

## 12 反対株主の買取請求、新株予約権買取請求

会社分割に反対の株主には、株式買取請求権が生じる（785I、797I、806I）。反対株主の意味は合併と同様、株主総会（種類株主総会も含む）に先だって反対する旨を会社に通知し、かつ、当該株主総会で反対をした株主であるが（785II①イ、797II①イ、806II①）、当該株主総会で議決権を行使できない株主（議決権制限株主等）がいれば、当該株主はすべて反対株主に含まれる（785II①ロ、797II①ロ、806II②）、吸収分割の場合は株主総会が開かれない場合（略式合併の場合）もあるが、その場合は、全ての株主がこれに含まれる（785II②、797II②）。

ただし、合併の場合と大きく異なるのは、分割会社において簡易分割を行う場合は、株式買取請求権は発生しない点である（785I②、806I②）。

新株予約権者にも新株予約権買取請求権が発生する場合がある。新株予約権買取請求権が発生する場合は、分割会社の新株予約権者に関して、新株予約権発行時に定められた分割時の取り扱いの内容と、吸収分割契約・新設分割計画における新株予約権の扱いの内容が異なる場合に、異なる扱いとなる新株予約権者のみである（787I②、808I②）。会社分割の場合は、会社分割の際に承継される定めがある新株予約権であるにもかかわらず承継されない場合（787I②イ、808I②イ）と、その逆の場合（787I②ロ、808I②ロ）とがあり得る。

株式買取請求権、新株予約権買取請求権の手続については、それぞれ既に説明済みなので、ここでは繰り返さない。

### 13 会社分割の無効<sup>32</sup>

#### (1) 意義

会社分割についても、合併と同様、法的安定性の観点からその無効を争う方法は会社分割無効の訴えによってのみ争いうる仕組みとなっている。

また、一定規模の会社分割の場合に事前に公正取引委員会に届け出ることが必要であるが、その届出をしないまま会社分割手続をしてしまった場合は、公正取引委員会も会社分割無効の訴えを提起できる（独占禁止法 18）。この場合は、届出せずに会社分割手続を進めたことのみが無効原因になる。

#### (2) 無効原因

無効原因については、法律上何も規定はないが、吸収分割契約・新設分割計画の不備、会社分割承認の株主総会決議の無効・取消原因があるとき、債権者異議手続がなされないなどの重大な手続違反が無効原因になると言われる。

#### (3) 提訴の要件

##### (ア) 当事者

提訴権者は、株主、取締役、監査役、執行役、清算人<sup>33</sup>、破産管財人、会社分割を承認しなかった債権者である（828Ⅱ⑨、⑩）。

被告となるのは、当事会社であり、新設分割の場合は新設会社も被告となる（834⑨、⑩）。

##### (イ) 提訴期間

提訴できる期間は、会社分割の効力が生じてから6か月以内である（828Ⅰ⑨、⑩）。

#### (4) 無効判決後の手続

会社分割無効判決が確定した場合、分割前の状態に戻す必要が生じる<sup>34</sup>。ただし、1社で新設分割をした場合はともかく、会社分割の効力発生後に生じた債務に関しては、各当事会社が連帯して弁済する義務を負い（843Ⅰ③、④）、会社分割の効力発生後に取得した財産は、各当事会社の共有に属することになる（843Ⅱ）。これら債務の負担部分や財産の共有持分は、各当事会社の間では協議によって定めることになるが（843Ⅲ）、協議が整わないときは、各当事会社の申立により裁判所が一切の事情を考慮して定めることになる（843Ⅳ）。

#### (5) その他

会社分割無効訴訟の手続等は、他の会社関係訴訟と共通するので、別途訴訟の項目で説明する。

---

<sup>32</sup> いわゆる会社分割無効訴訟以外に、異議を述べることができない分割会社の債権者は、会社分割を詐害行為として取消権（民法 424）を行使できるというのが判例（最判平成 24・10・12 民集 66-10-3311）である。

<sup>33</sup> 以上を含めて条文上は「株主等」という（828Ⅱ①参照）。

<sup>34</sup> 無効判決に遡及効はないので（839）、将来に向かった効力となる。